

様式第4号（第8条関係）

小住生収第2759号

一般廃棄物処理業許可証

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

令和6年2月20日

小豆島町長 大江 正彦



許 可 番 号	6 第 1 号
許 可 業 者	株式会社 M C S
一般廃棄物処理業の種類	収集・運搬業
取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物
許 可 の 条 件	1. 「一般廃棄物収集運搬許可車」のプレートを運転席上部の見やすい位置及び車両の両側面に貼付すること。 2. 可燃物と不燃物を分別収集し、小豆島町の指定する場所へ搬入すること。 3. 許可を受けた事業内容について変更する場合は届け出ること。 4. 収集事業所はマルナカ内海店及びマルヨシセンター内海店に限る。
許 可 期 間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
主な施設の種類及び数量	4 tパッカー車 1台